

所沢市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所沢市が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）

第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う工事は、入札価格と企業が持つ技術的要素等を総合的に評価することが適当であると認められる工事から、市長が選定する。

(総合評価の方法)

第3条 対象工事における総合評価方式の選択、評価項目の選定・配点については、埼玉県総合評価方式実施マニュアルにより工事発注担当課が定めるものとする。

2 前項にかかる各事項の選定等及び評価項目の審査に当たっては、工事発注担当課及び契約課が協議するものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 令第167条の10の2の規定による学識経験者による意見の聴取の方法は、埼玉県総合評価方式実施マニュアルに定める埼玉県総合評価審査委員会小委員会の意見を聴くものとする。

(評価結果等の公表)

第5条 総合評価方式により入札を実施した場合は、建設工事に係る入札結果等の公表要領に規定する事項に加え、各業者の技術評価点、各業者の評価値を公表するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に当たり必要な事項は、埼玉県総合評価方式実施マニュアル、埼玉県総合評価方式（自己採点型）試行要領、所沢市契約規則、所沢市建設工事一般競争入札運用基準、所沢市建設工事低入札価格取扱要綱、その他の法令等に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。